意匠制度研究

## 意匠法の問題圏 第26回

## 意匠の類似と類否判断④

京橋知財事務所 弁理士

(一社) 日本デザイン保護協会 意匠研究会 会員 梅澤

修

## Ⅱ.現行意匠法の類否判断論の変遷

- 3. 裁判例の変遷
- 2) 美感と主体に関する裁判例の変遷
- ア 美感が起きる場所と主体(美感の3類型)

意匠の類否判断は、需要者に起こさせる美感に基 づいて行うものとされている(意24条2項)。この 規定は、最判昭和49・3・19[可撓伸縮ホース]等 に基づくが、需要者とは、一般需要者ではなく「取 引者及び需要者」を意味すると説明されている\*1。 意匠権の効力は、主として譲渡等の場(流通過程) において発揮されるものであるから、意匠の類否判 断の主体的基準は、物品の取引者である需要者とし たものと思われる\*2。したがって、需要者とは具 体的にいえば物品の譲渡等をする取引者・購入者で あり、物品の使用者は含まれない。以下、需要者は 主にこの意味での取引者・需要者と考える。通常、 物品の購入者は、その使用者でもあり、使用者も需 要者といえるが、購入者と使用者が他人であること もある。美感の内容に対応して主体も区別をしてお きたい(なお、この議論は、令和元年一部改正後の 「物品等」「製造等」にも適合すると思われる。)。

しかし、意匠の実施は、譲渡等だけではなく、製 造等と使用を含めた意匠の実施全体において起こさ せる美感を問題とすべきであろう\*3。また、裁判 例における意匠の美感の認定内容をみると、譲渡時 の美感ではなく、使用時の美感を当該意匠の美感と 認定することが多い。したがって、需要者や美感に ついての裁判例の具体的認定は単純ではなく、複合 的な主体や美感が認定されており、複数の要素をい かに総合的に判断するかが問題になる。以下、意匠 法に規定する実施を、「製造」「使用」及び「譲渡」(製 造、使用以外の実施)に分けて検討する。まず、美 感の起きる時(場)と主体によって美感の内容を分 節して捉えるならば、意匠の美感には以下の3類型 が考えられる。

- ①使用時・使用者の美感: 意匠に係る物品(携帯 電話)を使用する時に、使用者が使用する物品 について感じる美感である。
- ②譲渡時・取引者の美感: 購入時の物品に係る美 感である。例えば、商品(歯ブラシセット)を 購入等する時に、取引者が商品について感じる 美感である。
- ③製造時・作業者の美感: 意匠に係る物品(屋根瓦) を使い (家屋を) 製造する時に、作業者(建築 業者)が物品について感じる美感である。完成 使用時には見えなくなる物品についても、作業 上の効果等があれば作業者(建築業者)の注意 を引き美感を起こさせる。

## イ 美感と主体に関する裁判例の年表[表 1]

美感の主体に着目して、「A看者、B需要者、C複 数主体」の3欄に分けて、年表を作成した。また、 その美感の内容については、「○使用時の美感」「● 譲渡時の美感 | 「▽製造時の美感 | 及び「◎需要者 以外の美感」の記号を付している。この年表によれ ば、B②最判昭和49・3・19[可撓伸縮ホース] (「B ② | は年表記載の番号。以下年表記載の判決には番 号を記す。)以前においては、類否判断の主体的基 準は単に「看者」とされることがほとんどである。 主体が看者の場合は、意匠に係る物品を見る者とし て、当該物品を使用する者が想定されており、美感 の内容は、主として「○使用時の美感」である。B